

## 添付資料9 ネーミング・ライツの設定要件

第5章第1節に定めるネーミング・ライツを設定するにあたっては、下記に従うこと。

### 1. 契約期間及び最低金額

運営権者は、事業期間の範囲内において、ネーミング・ライツにかかる契約期間及び最低金額を自由に設定することができる。

### 2. ネーミング・ライツの選定方法

ネーミング・ライツの選定方法は自由とする。

なお、3. を遵守する限りにおいて運営権者以外の者にネーミング・ライツを付与することは妨げない。

また、都立明治公園等、JSC以外の所有者にかかる部分にネーミング・ライツを設定することはできない。(ただし、あらかじめ当該所有者と協議をし、同意を得た場合を除く)。

### 3. ネーミング・ライツの被付与資格

運営権者は、以下の①から⑧に該当する者に対して、ネーミング・ライツを付与してはならない。

- ① PFI 法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当する者
- ② JSC 法第3条（センターの目的）に反する事業を行う者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
- ④ 消費者金融、たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む。）、賭け事に係る業種に属する事業を行う者
- ⑤ 公序良俗に反する事業を行う者
- ⑥ 特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う者
- ⑦ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者
- ⑧ 国税、地方税等を滞納している者

#### 4. 名称の制限

運営権者（運営権者からネーミング・ライツの付与を受けた者を含む。）は、以下の①から⑩に該当する名称を付してはならない。

- ① JSC 法第 3 条（センターの目的）に反するもの
- ② 法令等に違反するもの
- ③ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ⑥ 特定の政治、宗教又は思想等に関するもの
- ⑦ 青少年の健全な育成を阻害するもの
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業に関するもの
- ⑨ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩ たばこの広告や喫煙を促すもの

#### 5. 費用負担及びネーミング・ライツの特典等

運営権者は、ネーミング・ライツの付与を受けた者との協議により、ネーミング・ライツ付与に関する費用負担やその他特典等について、自由に設定することができる。

#### 6. 名称等に関する JSC の利用

運営権者は、ネーミング・ライツに基づき付した名称及びロゴマークその他本施設を示す標章等（以下、本項において「名称等」という。）を JSC に無償で使用させること。

運営権者は、運営権者からネーミング・ライツの付与を受けた者が付した名称等について、その者をして、JSC が無償でこれを使用できるようにすること。